

第8回有識者会議「これまでの議論の整理について（案）」に関する意見

6月30日

日本障害フォーラム

1. 論点の整理と今後の議論にあたっては、障害者権利条約（第24条）に基づくインクルーシブ教育の考え方を基軸に据えることが必要である。

また、現在国連障害者権利委員会から、条約の初審査に向けて日本政府に示されている「事前質問事項」、ならびにこれへの回答や対応と、連動したものとする必要がある。

本「整理（案）」においては「I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方」の1か所でのみ条約への言及があるが、平成24（2012）年に出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、「施策を短期（『障害者の権利に関する条約』批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施」としていることなどからも、条約との関りや現在の到達度といった観点がより強調されるべきである。

2. このたび「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正によって、公立小中学校がバリアフリー基準適合義務に含まれることになった。インクルーシブ教育の基礎的環境整備として大きな意義がある。また災害時の避難所や投票所など地域住民が利用する施設の整備としても意義が高い。しかし今後公立小中学校が新設されることは少ないと考えられ、既存の校舎のバリアフリー化は努力義務に留まる。法改正に実効性をもたせるために、国・自治体ともに、数値目標の設定並びに実施計画の策定、十分な予算措置が必要である。

なお合理的配慮と基礎的環境整備については本「整理（案）」にも複数の箇所でも述べられているが、上記1で述べた障害者権利条約との関りや、平成25（2013）年に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」との関りについても言及されるべきである。

3. 第7回のテーマのうち高等学校段階における学びの場の在り方については、次のとおり意見を付言したい。

（1）中学校卒業後の進路について

障害のある児童が中学校を卒業した後の進路についてのデータの収集が必要である。

（2）高校入学の問題

障害のある児童生徒が十分な後期中等教育を他の者と平等に差別されることなく受ける機会を保障するため、例えば、後期中等教育の義務教育化についての検討や、障害の特性によってはその年限延長を可能とする制度について検討することが必要である。

（3）合理的配慮の問題

高校における合理的配慮（教材のバリアフリー化を含む）について、障害当事者や家族に自己負担が強いられている現状を改善し、少なくとも義務教育課程での合理的配慮の水準を維持することが必要である。

4. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校教育においてもリモート学習／オンライン学習が進められている。「新しい時代の初等中等教育の在り方について」で諮問されている内容が、先んじて実践されているとも言える。

現在行われているリモート学習／オンライン学習が、視覚障害、聴覚障害、盲ろう、肢体不自由、知的障害、発達障害などがあるすべての児童・生徒が利用できているのかどうか、改めて検証し、課題の確認と提言を行っていくことが必要である。

以上

参考：

以下、2020年2月6日新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（第5回）提出資料より再掲

1. インクルーシブ教育システムにおける障害のある子供の学びの場の在り方について

(1) 障害を持つ子供の就学手続きの在り方

① 障害者権利条約に基づき、障害のある児童生徒も原則として自分の住む地域の通常学校・学級に通うこととする原則インクルーシブ教育制度への法制度の改革を進めるべきである。

学習指導要領で「インクルーシブ教育」や「合理的配慮」についての記述を追加すべきである。

(略)

(3) 特別支援学校における教室不足への対応

① 通常学校・学級において、障害児童生徒を受け入れる教育カリキュラムの準備や施設や設備の導入、障害特性のニーズを充足させる合理的配慮の提供や環境整備を進めるための数値目標も含めた実効性のある計画を立案すべきである。

② 高校において、障害当事者や家族に自己負担が強いられている現状を改善し、少なくとも義務教育課程での合理的配慮の水準を維持すべきである。

(4) 重度・重複障害児への支援体制の検証

① 学校教育の中で「盲ろう」を独自の障害と明確に位置付け、カリキュラムの開発や専門性の高い教員の養成・育成などに向けて、具体的な取組みを進めるべきである。